

環境影響評価マニュアル

—事後調査編—

平成15年3月

神戸市環境局

目 次

第1章 全般的事項	1
1 本マニュアルの趣旨	1
2 用語	1
3 事後調査の意義	2
4 環境影響評価書等提出書類への事後調査に係る記載内容	3
5 事後調査計画書の作成者及び提出者	3
6 事後調査の実施者	3
7 事後調査報告書等の作成者及び提出者	4
8 事後調査の手続きの流れ	4
第2章 事後調査計画の検討	6
1 事後調査の内容	6
2 事後調査を行う環境要素，調査項目及び調査手法の選定等	7
3 事後調査の対象地域及び調査地点	8
4 事後調査の時期の設定	9
5 その他	12
第3章 事後調査計画書の作成	13
1 事後調査計画書の記載事項	13
2 事後調査計画書の作成及び提出	16
3 事後調査計画書の変更	16
第4章 事後調査の実施	17
第5章 事後調査結果の検討及び環境保全措置の強化等	18
1 事後調査結果の検討	18
2 原因の究明及び環境保全措置の強化	18
第6章 事後調査報告書及び概要書の作成	20
1 事後調査報告書の記載事項	20
2 概要書の記載事項	23
3 事後調査報告書及び概要書の作成及び提出	23
4 事後調査の報告書及び概要書の作成にあたっての留意事項	23
資料編	25
参考資料1 事後調査計画書の記載例	27
参考資料2 事後調査報告書の記載例	37
参考資料3 事後調査計画書の検討にあたっての留意事項	53
参考資料4 事後調査結果の検討内容例	61
参考資料5 事後調査・再評価（レビュー）マニュアル（環境庁，平成11年3月）	63
参考資料6 提出書式	101

第1章 全般的事項

1 本マニュアルの趣旨

「事後調査」は、工事中から供用にいたる事業の実施段階において、環境影響評価での予測方法の妥当性及び予測及び評価の結果を検証するとともに、環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載している環境保全の目標の達成状況及び環境保全措置の履行状況を確認し、必要に応じて環境保全措置の追加を検討実施するなどにより確実に環境保全を図ることを目的として事業者が実施するものである。

神戸市では、平成6年4月の「神戸市環境影響評価要綱」の改正に際して「事後調査」の制度を導入した。その後、平成9年6月に「環境影響評価法」（以下「法」という。）が制定され、神戸市においても、平成9年10月に「神戸市環境影響評価等に関する条例」（以下「条例」という。）を公布（平成10年1月施行）し、条例の中に事後調査に関する規定を定めた。また、事後調査が科学的かつ適正に実施されるよう、平成9年12月に「神戸市環境影響評価等技術指針」（以下「技術指針」という。）を策定し、さらに、科学的知見の進展、環境影響評価制度の動向等を踏まえて平成13年6月に技術指針の改定を行っている。

本マニュアルは、事後調査の趣旨をより理解したうえで事後調査の実施や調査結果の検討が事業者によって適切に実施されるよう、技術指針の記載内容を解説するとともに基本的な考え方をとりまとめたものである。

2 用語

本マニュアルで使用する用語の定義は次のとおり。

(1) 対象事業

条例第2条第2号に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する事業であって、環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして「神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則」別表で定める事業及び条例第34条第1項で事後調査の規定を準用することとしている条例第2条第2号に規定する法対象事業をいう。

(2) 関連行為

進入路の取付け、河川改修、工事用道路の整備など、対象事業を実施しようとする事業者が当該対象事業と密接に関連して実施する行為をいう。

(3) 事業者

対象事業を実施しようとする者又は対象事業を実施する者をいう。

(4) 環境保全の目標

環境影響評価において、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を評価するために、事業者自らが技術指針に基づき設定する環境保全に係る目標をいう。事後調査においては、環境保全

措置の追加等を検討する際の判断基準として用いる。

(5) 環境保全措置

対象事業及び関連行為に係る構想・計画段階，環境影響評価段階及び実施段階の各段階において，事業者自らが実行可能な範囲内で，環境の保全のために実施する措置。

(6) 代償措置

対象事業及び関連行為の実施により損なわれる環境が有する価値と同程度又はそれ以上の環境価値を創出するための措置。

(7) 事後調査

事業者が対象事業に着手した後に対象事業が及ぼす環境影響について調査することをいう。

(8) 環境調査

対象事業及び関連行為の実施による工事，存在，供用の各段階における環境への影響を把握するため，対象事業等及び関連行為が実施される区域及びその周辺地域の環境の状況を把握するための調査をいう。

(9) 施設調査

対象事業等及び関連行為の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするうえで必要な施設等の稼働状況，環境保全措置の実施状況等を把握するための調査をいう。

(10) 環境要素と環境調査項目

環境要素は，評価書の作成にあたり，対象事業及び関連行為の実施により環境に影響を及ぼすと考えられるものとして抽出した大気質，水質等の要素である。これに対し環境調査項目は，例えば大気質であれば二酸化窒素（NO₂），浮遊粒子状物質（SPM）等の項目で，環境要素をさらに小区分化したものをいう。

（※その他の用語は，条例及び技術指針で使用する用語の例による。）

3 事後調査の意義

- 事後調査の実施により，対象事業及び関連行為が環境に及ぼす影響について，環境影響評価において設定した環境保全の目標の達成状況を確認することができる。
- 環境影響評価において検討された環境保全措置が適切に履行されているかを確認することができる。
- 事後調査結果により，事業の実施が環境に著しい影響を及ぼし，又は及ぼすおそれがあると認められる場合に環境保全措置の強化や追加を適切に講じることができる。
- 環境影響評価の結果については，不確実性を伴うこともあるため，当該事業の工事中，存在時及び供用時の各段階において事後調査を実施することによって，予測の不確実性を補うとともに，必要に応じた適切な環境保全措置を講じることができる。

- 環境に及ぼす影響で予測しえなかった事象が出現した場合に、迅速に対応することができる。
- 事後調査の結果を予測結果と比較検討することなどを通じて、環境影響評価に係る予測・評価手法の改善・向上を図ることができる。

4 環境影響評価書等提出書類への事後調査に係る記載内容

事業者は、事後調査の実施について、次の提出書類にその計画又は調査の結果を記載するものとする。

(1) 環境影響評価書案

予測・評価の結果をもとに事業者として実施しようとする事後調査について、調査項目ごとに、調査方法、時期、場所等に関して可能な限り具体的に記載する。

(2) 環境影響評価書

市長意見（評価意見書）を勘案して評価書案の事後調査記載事項に検討を加えて記載する。

(3) 事後調査計画書

評価書の事後調査記載事項に基づき、調査項目ごとに、調査方法、時期、場所等に関して、詳細かつ具体的な実施計画を記載する。

(4) 事後調査報告書

事後調査の方法、調査結果及び検討の結果等を記載する。

(5) 概要書

一般に縦覧されるものであることに配慮のうえ、事後調査報告書の内容を分かりやすく要約して記載する。

5 事後調査計画書の作成及び提出者

「事後調査計画書」の作成者及び提出者は、事業者とする。

なお、事後調査の実施中において「事後調査計画書」の内容を変更する場合には、事前に市（環境局）と協議を行うものとする。

6 事後調査の実施者

事後調査の実施者は、事業者とする。

事業者以外の者が事後調査の実施主体となることが明らかな場合は、「事後調査計画書」の中で、引継ぎ方法、実施体制及び責任体制について明記しておく。

なお、事後調査の実施中において事後調査の実施主体を変更する場合には、事前に市（環境局）と協議を行うものとする。

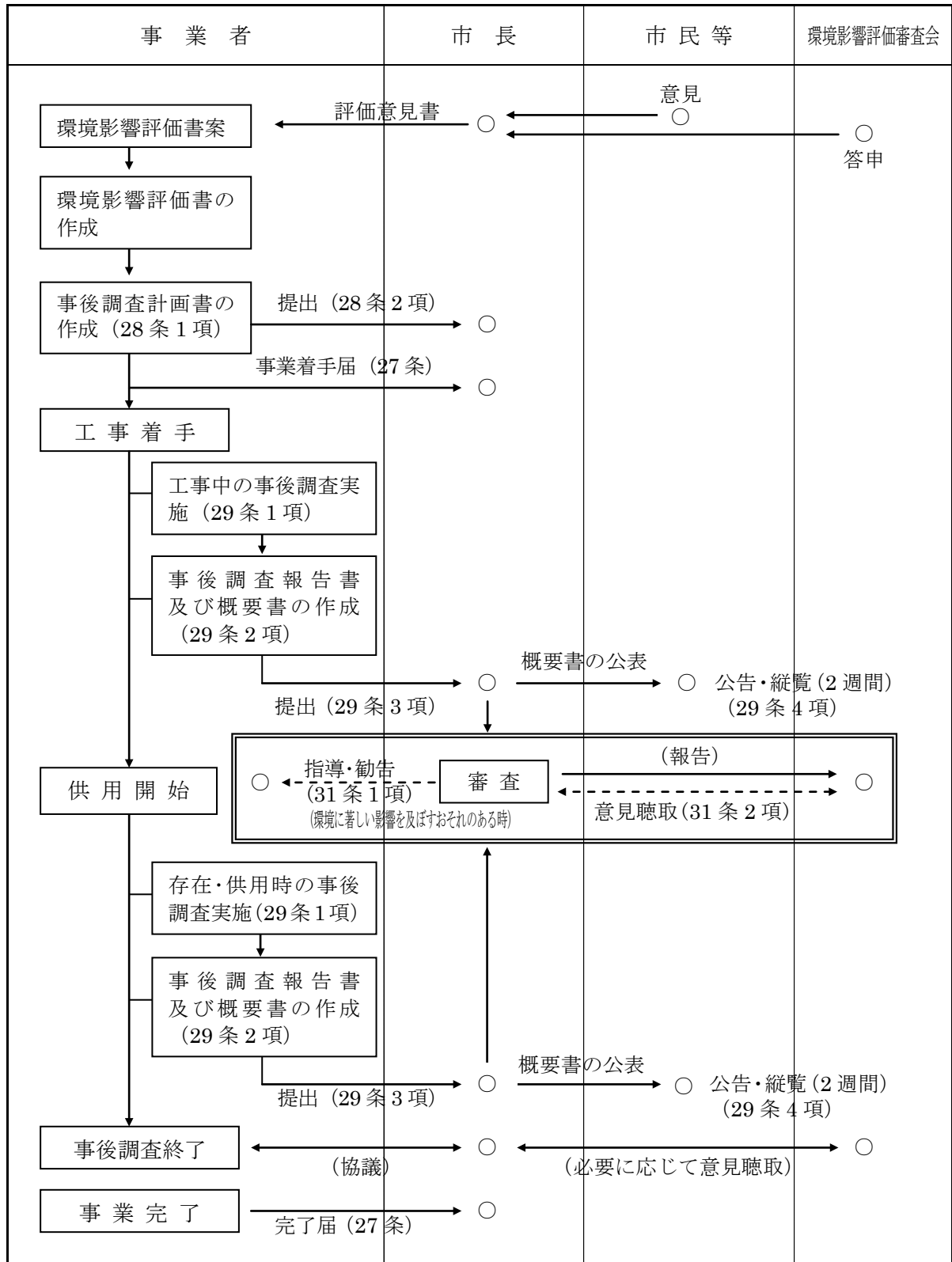
7 事後調査報告書等の作成及び提出者

「事後調査報告書」等の作成者及び提出者は、事業者とする。

8 事後調査の手続きの流れ

事後調査に関する手続については、条例第 34 条第 1 項により法対象事業についても準用することとしている。

事後調査の手続きの流れを図－1 に示す。



※事後調査の実施主体を他の者に引き継ぐ場合、事後調査を終了する場合及び事後調査計画書の内容を変更する場合には、事前に市（環境局）と協議を行うものとする。

図－１ 事後調査の手続きの流れ